

令和元年6月12日

保護者 各位

那覇市立石田中学校
校長 佐久川 議治
(公印省略)

インフルエンザならび感染性胃腸炎等の感染拡大防止について（お知らせ）

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今週に入り本校において、インフルエンザによる欠席が10人、感染性胃腸炎による欠席が7人となり、欠席する生徒が増加する状況にあります。

学校においては、感染拡大防止に努めているところです。つきましては、ご家庭におかれましても、体調に気を配るとともに、下記を参考に感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。

また、下記のような症状がある場合は、登校を控え、ご家庭で休養し医療機関への受診をお願いいたします。

なお、インフルエンザによる欠席は「インフルエンザ経過報告書」（薬の処方箋のコピー又は原本の添付が必要）、感染性胃腸炎による欠席は、「登校許可証明書」又は「診断書」の提出をお願いいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 症状

<インフルエンザ>

急な発熱、咳や喉の痛み、全身の倦怠感、頭痛、筋肉痛 など

<感染性胃腸炎>

嘔吐と下痢が突然始まることが特徴。

2. 感染症にかからないようにするために

- 日頃から栄養と睡眠を十分に取り、免疫力を高める（体調が悪い時は無理せず休養する）
- こまめなうがい・手洗い
- 咳をしている時は、マスクを着用して登校する（マスクはご家庭で準備してください）
- 部屋の換気
- 外出は控える（特にデパート、カラオケ、映画館など人が集まる所は避ける）

3. 感染症の疑いがある場合

- 登校せずに自宅で安静にし、病院受診してください。

4. 出席停止期間（別紙参照）

所定の様式については、保健室又は事務室にあります。

石田中ホームページにも掲載しています。

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」(平成25年3月)より抜粋しています。

注2	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 一 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで(注4)
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	腸チフス	
	細菌性赤痢	
	パラチフス	
	*その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで(注4)

注4「全身状態が良好になる」とは、支障なく学校生活を送れる状態と考える。

*その他の感染症

必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮のうえで判断されるため、出席停止になる場合とない場合があります。
主治医の指示がある期間は自宅で安静・療養し、本人の全身状態がよくなってから登校させてください。